## 公益社団法人日本地震学会の代議員選挙について (補足)

公益社団法人日本地震学会では、2年に1度、代議員を選ぶための選挙を行います。この 選挙には、「役員代議員選挙」と「通常代議員選挙」があり、今回はこれらの選挙を同時に 電子投票および郵送投票\*で行います。各選挙の位置づけ等は以下のとおりです。各選挙の 投票方法及び留意点については、「公益社団法人日本地震学会役員代議員選挙について」と 「公益社団法人日本地震学会通常代議員選挙について」をご覧ください。各選挙は独立した 選挙であり、それぞれに投票を行ってください。役員代議員立候補者についても、役員代議 員に落選した場合は、通常代議員選挙の得票数\*\*を持って通常代議員の当落を決定いたしま すのでご留意ください。

\*郵送投票対象者は 2021 年 12 月 20 日現在, 学会に電子メールアドレスの登録がない会員とします.

\*\*役員代議員選挙で落選した候補者に投票された役員代議員選挙の得票数は通常代議員選挙には加算されません。

## 役員代議員選挙とは

学会運営を直接的に担う「役員」の候補者を選ぶための選挙です。この選挙では、1名の会長候補者、14名の理事候補者(会長を除く)、2名の監事候補者を選出します。この選挙で当選した候補者は、社員総会での決議を受けて、理事または監事として選任されます。

## 通常代議員選挙とは

「役員」以外の代議員を選ぶための選挙です。代議員の定数は 140 名であり、この選挙では、すべての正会員の中から、役員代議員(17 名)以外の代議員 123 名を選出します。投票では必ずしも 123 名を投票する必要はありません。代議員は社員総会での議決権を有します。社員総会では、学会の運営方針等の議論や承認がなされます。